

オープンカウンター公告

令和7年1月7日

明石市長 丸谷 聡子
(公印省略 財務室契約担当)

物 品 名	形 質	数 量	備 考
<市>軽自動車税手続き案内チラシ	仕様書のとおり		
仕様書のとおり			

1	案件番号	0107-401
2	見積書提出期限	令和7年1月21日 午後2時00分 まで
※一度提出された見積書は、書き換え、引き換え又は撤回等することはできませんのでご注意ください。		
3	見積書提出場所	明石市財務室契約担当
4	納 入 場 所	市民税課
5	納 入 期 限	令和7年3月31日
6	参加要件 (①②のいずれも満たす者)	①市内業者、準市内業者 ②明石市競争入札等参加資格者名簿(物品・サービス部門)の物品の製造売買の部に契約の種類が 印刷写真 で登録されており、かつ、業種区分が 一般印刷 で登録されていること。
7	契約保証金	免除
8	消費税の取扱	落札金額に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とします。見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
9	同等品の取扱	仕様書で同等品による見積りを可能としている場合に、 <u>見積書提出前の指定日時までに担当課で同等品の承認を得ていない見積者の見積りは無効となります。</u> また、 <u>見積ったメーカー・型番を見積書の備考欄に必ず記載してください。</u>
10	質問期限	仕様書に対する質問がある場合は <u>明石市財務室契約担当宛に令和7年1月14日(火)午後1時までにメールまたはFAXで指定様式にて提出してください。</u> (期限を過ぎての質問は受付できませんのでご注意ください)。
11	質問に対する回答	令和7年1月15日(水)午後1時(予定) に明石市ホームページ入札コーナーに掲載します。回答を確認のうえ見積書を提出してください。
12	その他	明石市オープンカウンター方式実施試行要領、明石市契約規則ほか関係法規を確認のうえ見積書を提出してください。

見積書

品名 <市>軽自動車税手続き案内チラシ

金額									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

品名	形質	数量	単価	金額
軽自動車税手続き案内チラシ	仕様書のとおり	60,000枚		

備考

上記の物品については、明石市契約規則その他関係法令等書類等熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

明石市長 様

住所 _____

商号又は名称 _____

見積者

代表者職氏名 _____

印

業者コード(_____)

※注意 ①見積書は訂正しないこと。
②見積書に掲載する金額は、見積もった契約金額の 100/110に相当する金額を見積書に記載すること。

令和7年度 軽自動車税(種別割)の税率について

(お問い合わせ) 明石市役所 市民税課 (西庁舎1階)
電話 (078) 918-5014 FAX (078) 918-5104

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者(使用者)に対して1年間分の税金がかかります。したがって、4月2日以降に廃車や譲渡の手続きを行っても、その1年間分の税金がかかります。既にバイク・車等をお持ちでない場合は、お早めに廃車の手続きを行ってください。

◆近日中に車検を予定されている方へ

納税証明書が必要な場合は、領収日付印が押印される金融機関等の窓口で納付してください。

口座振替やスマートフォン決済サービスにて法定納期限内に納付された方へ、葉書タイプの納税証明書を、7月上旬に送付する予定です。

◆税率

○原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車

区分		税率	区分		税率
原動機付自転車	特定小型	2,000円	小型特殊自動車	農耕作業用(緑)	2,400円
	50cc以下(白)	2,000円		その他のもの(緑)	5,900円
	90cc以下(黄)	2,000円	二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		3,600円
	125cc以下(桃)	2,400円			
	三輪以上のもの(青) (ミニカー)	3,700円	二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円

○三輪以上の軽自動車

- ①旧税率 新車登録(初度検査年月)が平成27年3月31日までの車両で、重課税率(③)の対象外の車両
- ②新税率 新車登録(初度検査年月)が平成27年4月1日以降の車両で、軽課税率(④~⑥)の対象外の車両
令和6年度以前に軽課税率が課された車両については、令和7年度は新税率が課されています。
- ③重課税率 新車登録(初度検査年月)から13年を経過した三輪以上の軽自動車
ただし、電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車等は適用外となります。
新車登録(初度検査年月)が平成24年3月31日以前の車両が、令和7年度の重課税率対象です。
- ④~⑥軽課税率 新車登録(初度検査年月)が令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日)までの三輪以上の軽自動車(新車に限る)で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さな車両
取得した日の属する年度の翌年度(令和7年度)分のみ軽減となります。
※⑥は新車登録が令和6年度末、④⑤は新車登録が令和7年度末までの車両をもって適用終了軽減割合については下記の表を参照してください。

区分			税率					
			①初度検査年月が平成27年3月31日までの車両	②初度検査年月が平成27年4月1日以降の車両	③初度検査年月から13年を経過した車両(重課税率)	④軽課税率1が適用される車両(75%軽減)	⑤軽課税率2が適用される車両(50%軽減)	⑥軽課税率3が適用される車両(25%軽減)
軽自動車	三輪	乗用営業用	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円
		その他					—	—
	四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	—	—
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
	四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	—	—
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	—	—

※初度検査年月は車検証に記載されています。

軽減割合	対象・要件など	
概ね75%軽減 (④軽課税率1)	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)	
概ね50%軽減 (⑤軽課税率2)	ガソリン車(ハイブリッド車を含む)のうち 平成17年排出ガス基準75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	+ 令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準90%達成
概ね25%軽減 (⑥軽課税率3)		+ 令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準70%達成

◆軽自動車(二輪・三輪・四輪)の継続検査用納税証明書について

令和5年1月の軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の開始に伴い、三輪・四輪の軽自動車は継続検査窓口での納税証明書の提示は原則不要となっています。二輪の小型自動車についても令和7年4月より軽JNKSが開始され、納税証明書の提示は原則不要です。下記の場合は紙の納税証明書が必要となる場合があるため、早急に納税証明書が必要な場合は、領収日付印が押印される金融機関等の窓口で納付してください。

- ・納付したばかりのため、軽JNKSによる納付確認ができない場合
- ・中古車の取得後や名義変更後の場合
- ・他の市区町村へ引っ越した後の場合
- ・車検証の書き換えをした後の場合
- ・対象車両に過去の未納がある場合



◆Q&A

Q.軽自動車税(種別割)の税額が去年より高くなった。

- A. **新車登録(初度検査年月)から13年を経過した三輪以上の軽自動車**は、グリーン化政策として重課税率が適用されますので、税額が高くなります(所有の期間ではありません)。詳しくは表面の税率表をご覧ください。
- A. 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新車登録した軽自動車で**令和6年度が軽課税率により課税されていた場合**は、令和7年度からは通常の税率となりますので、税額が高くなります。

Q.年度の途中で廃車(譲渡)したので、その日以降の税金を返してほしい。

- A. 軽自動車(種別割)は毎年**4月1日**現在の所有者(使用者)に対して1年間分の税金が課税されます。4月2日以降に廃車しても自動車税(種別割)のように月割の還付はなく、**1年間分の税金を全額納付**していただきます。

Q.バイク等が壊れてもう乗っていない。

- A. 壊れたバイク等を処分しても、市役所等で廃車の手続きを行わない限りは軽自動車税(種別割)が課税され続けます。速やかに廃車の手続きを行ってください。

Q.友人にバイク等を譲ったのに、私に納税通知書が届いた。

- A. 3月31日までに名義変更の手続きを行わないと、4月1日現在の所有者があなたのままなので、納税通知書はあなたに届きます。友人に確認をしていただき、速やかに名義変更の手続きを行ってください。

Q.原付バイクを盗まれて警察に届出をしたのに、納税通知書が届いた。

- A. 警察に盗難届を出しても廃車の手続きにはなりません。盗難届受理番号、軽自動車税申告済証(標識交付証明書)、本人確認書類を持って、廃車の手続きを行ってください。

Q.納税証明書(継続検査用)を紛失してしまいました。

- A. 継続検査窓口での納税証明書の提示は原則不要となっています。
必要な場合は無料で再発行が可能ですので、市民税課、あかし総合窓口、大久保・魚住・二見の各市民センター、西明石サービスコーナーで、車検証と本人確認書類を持って、再発行の手続きを行ってください。

◆原動機付自転車・二輪車・軽自動車に係る手続きの届け出先

車両の登録・廃車・名義変更等の手続きを行う場合、対象となる車種によって届け出先が異なります。下記の【車種ごとの届け出先】を確認のうえ、必要な手続きをお願いいたします。
なお、市町村をまたいで住所を変更され、車両の定置場所も明石市外へ変わった場合には、住所変更や標識番号変更の手続きが必要となりますので、お忘れなきようご注意ください。

○車種ごとの届け出先

車種	届け出先
原動機付自転車 小型特殊自動車	明石市役所 市民税課 明石市中崎 1丁目5番1号(西庁舎1階) 電話(078)918-5014
二輪車(125CC超)	近畿運輸局 神戸運輸監理部 兵庫陸運部 神戸市東灘区魚崎浜町34番地2 電話(050)5540-2066
軽自動車(三輪、四輪)	軽自動車検査協会 兵庫事務所 神戸市東灘区御影本町1丁目5番5号 電話(050)3816-1847

○原動機付自転車に関する必要書類と記載事項

原動機付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車に関する必要書類と申請書に記載いただく事項は次のとおりです。
なお、**ご来庁時には届出者の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)を必ずお持ちください。**

	申告事項	必要書類等	記載事項
新規登録	新規に購入したとき	販売証明書	新所有者の情報 届出者の情報
	市外の人から譲り受けたとき 市外から転入したとき	他市町村交付の廃車証明書(再登録用)	新所有者の情報 届出者の情報
名義変更	市内の人から譲り受けたとき	軽自動車税申告済書又は標識交付証明書 ナンバープレートの交換を希望される場合は、ナンバープレート	現所有者の情報 新所有者の情報 届出者の情報
廃車	使用不能になり処分するとき 市外へ転出するとき 市外の人に譲るとき	ナンバープレート 軽自動車税申告済書又は標識交付証明書	現所有者の情報 届出者の情報
	盗難にあったとき	警察の盗難届受理番号及び届出年月日 軽自動車税申告済書又は標識交付証明書	現所有者の情報 届出者の情報

明石市役所のホームページにも、軽自動車税(種別割)のご案内を掲載しています。



明石市役所 軽自動車税

検索

申請書に記載いただく各所有者・届出者の情報は、「申請時における住民基本台帳上(住民票)の住所・氏名・生年月日・電話番号」です。これらを事前にご準備のうえご来庁ください。